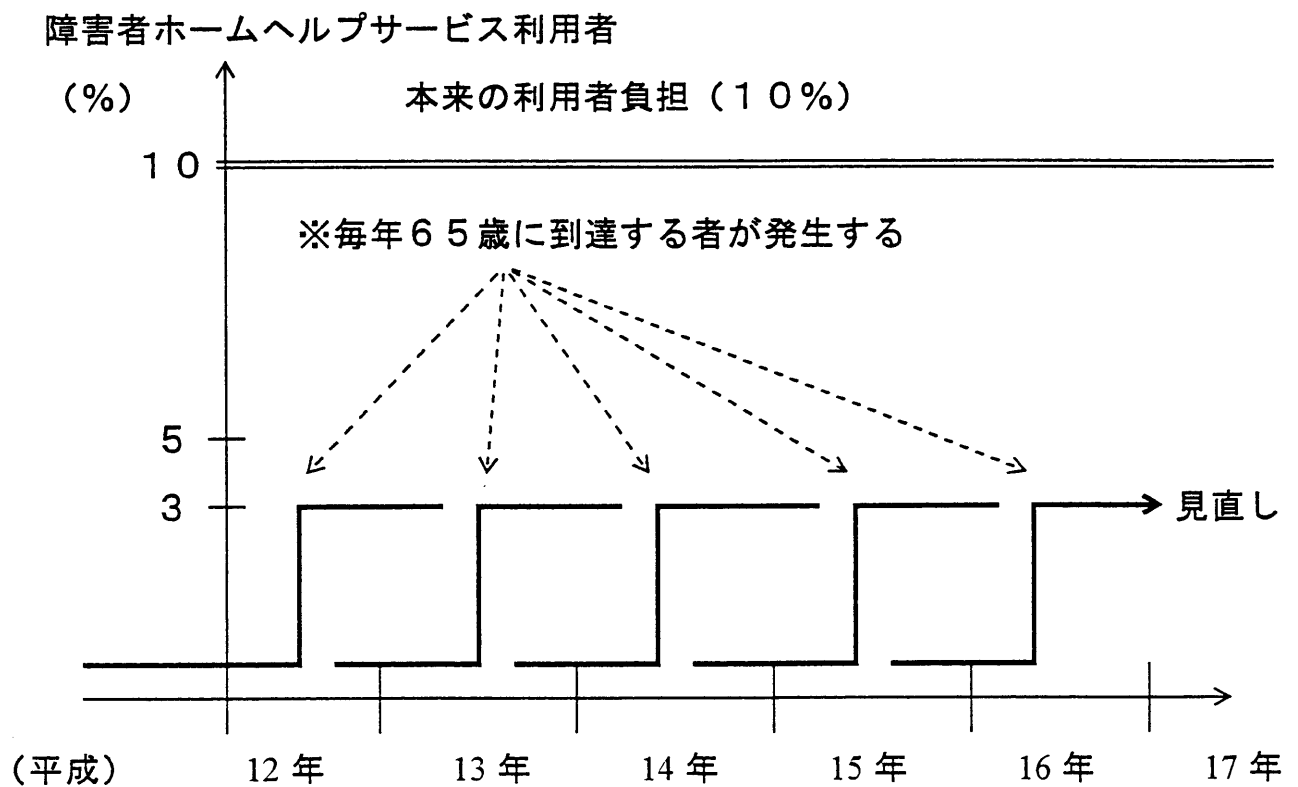
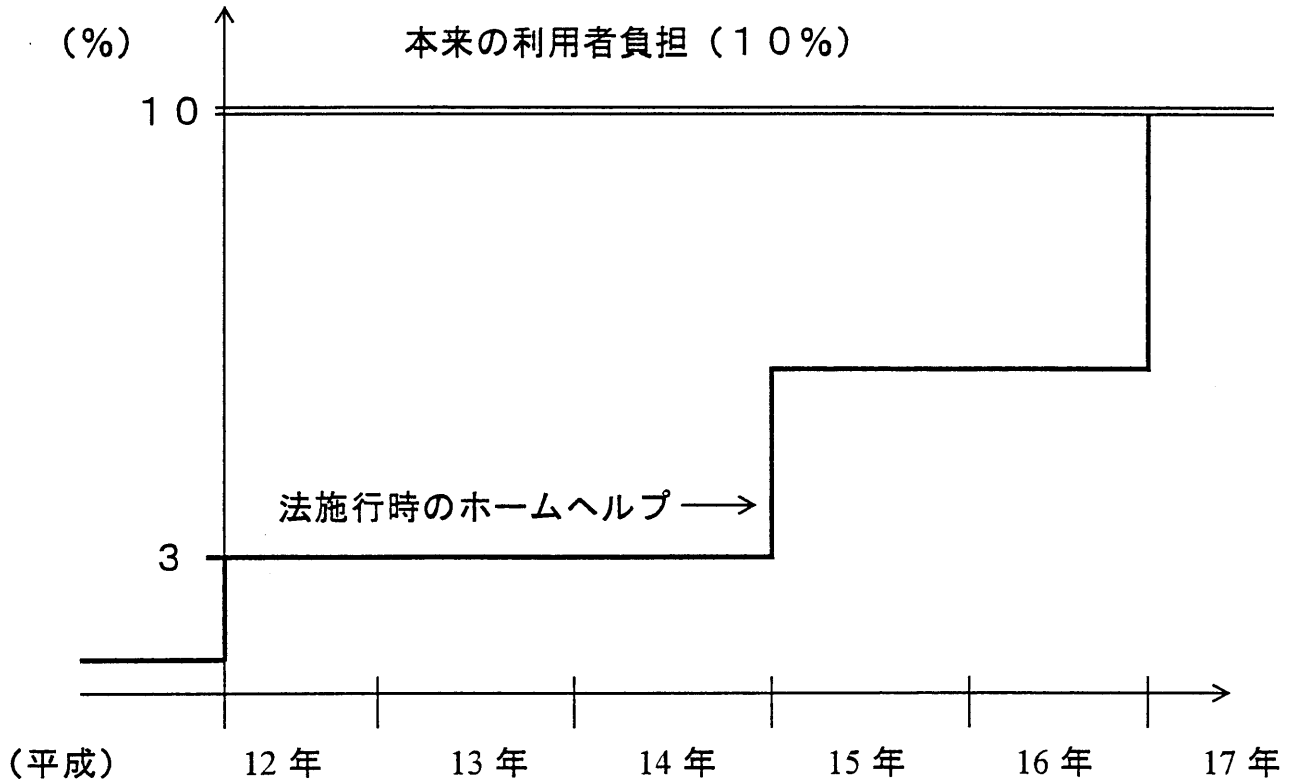


法施行時のホームヘルプサービス利用者及び障害者ホームヘルプサービス利用者の利用者負担軽減措置(図)



大項目	中項目	小項目
利用者負担額減額	訪問介護利用者負担額減額による現物給付	(特別対策)
被保険者	市町村	その他
<p>2 被保険者は、訪問介護利用者負担額減額認定申請書(特別対策)に被保険証を添えて申請する。</p> <p>5 訪問介護利用時に減額認定証をサービス事業者に提示する。</p>	<p>1 訪問介護の利用者等の台帳を整備する。</p> <p>3 申請書を受理し、資格内容を確認する。</p> <p>4 被保険者が訪問介護を受給(旧措置)していたことや所得要件を確認し、利用者負担額の減免の承認(非承認)決定を行う。(承認の場合)減額認定証を交付する。</p>	<p>6 サービス事業者は、被保険者から減額認定証の提示があれば、公費負担医療と同様に、利用者負担額の減額を行い、介護報酬の請求をする際にその減額分を保険請求分と切り分けて請求する。</p> <p>7 国保連は、介護給付費明細書を審査し、保険者に対して、保険分と特別対策分とを分けて請求する。</p>
<p>備考</p> <p>1 市町村は、減額認定証に、他の公費負担医療と同様に公費負担者番号及び公費受給者番号を設定するものとする。</p> <p>2 法別番号を特別対策用として新たに設定する予定。</p>		

訪問介護利用者負担額減額による現物給付(特別対策)

